

平成 26 年2月7日

お客様各位

筑紫ガス株式会社

消費税率変更に伴う料金改定のお知らせ

日ごろより、筑紫ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、ご存じの通り、平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴いまして弊社は、平成26年4月1日を実施日として消費税相当額の変動分について一般ガス供給約款及び選択約款の変更を九州経済産業局長へ届出いたしました。

当社は、引き続き天然ガスの安定供給と保安水準の更なる向上、ご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

《届出の内容》

- 一般ガス供給約款料金及び選択約款料金に含まれる消費税率を5%から8%へ引き上げ、増税分を料金表に反映します。
- 実施日 平成26年4月1日
- 標準家庭における影響額（税込）

標準家庭の ガス料金（円）	標準家庭使用量	現行料金（円）	新料金（円）	増減（円）
	26	6,547	6,734	187

《参考資料》

◆一般ガス供給約款料金表

	適用区分	現行料金		新料金	
		基本料金 （円）	基準単位料金 （円/㎡）	基本料金 （円）	基準単位料金 （円/㎡）
料金表 A	0～24㎡まで	719.25	228.4895	739.80	235.0178
料金表 B	24㎡超～	2072.26	172.1069	2131.47	177.0243

- ・上記には原料費調整制度による調整額は含まれておりません。
- ・平成26年3月31日以前からガスをご使用いただいているお客さまの4月分ガス料金（4月検針分）につきましては、消費税法上の経過措置にもとづき、現行料金(税率5%)を適用いたします。
- ・平成26年4月検針分に適用される調整単位料金は、貿易統計値が発表された後に改めてお知らせいたします。